

旭医大達第115号
令和6年9月18日

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎規程の一部を改正する規程

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎規程（令和5年旭医大達第119号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事務) 第14条 借上宿舎の事務は、関係各課の協力を得て、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(雑則) 第15条 この規程に定めるもののほか、借上宿舎の管理運営に関し必要な事項は、センター会議の議を経て学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(事務) 第14条 借上宿舎の事務は、関係各課の協力を得て、<u>国際企画室</u>において処理する。</p> <p>(雑則) 第15条 この規程に定めるもののほか、借上宿舎の管理運営に関し必要な事項は、センター会議の議を経て学長が別に定める。</p>